

東温市有施設自動証明写真機設置事業者募集要領

1 目的

東温市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。本件貸付けは、「自動証明写真機」の設置及び運営ができる事業者を一般競争入札により決定し、借受人との間に東温市有施設内の自動証明写真機設置場所の一時貸付契約を締結することにより、施設の効用を高め、市民の方々等への利便性の向上を図るとともに、東温市の財源確保に資することを目的としています。

2 貸付物件

別紙『物件明細書』のとおり

3 設置する自動証明写真機の規格等に関する遵守事項

（1） 大きさ及びデザイン等

① 大きさ 長さ1400mm、幅750mm、高さ2200mm程度とする。

※ 事前に設置場所の確認を行ってください。

② デザイン 身体障がい者や高齢者、車いす利用者等の利用に配慮し、ユニバーサルデザインの自動証明写真機とすること。

※ スペースが限られているため可能な限りとする。

③ その他 外国人の利用に配慮し、日本語の他英語を含む多言語対応とすること。

新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。

写真サイズは、障害者手帳、特別永住者証明書の申請、旅券（パスポート）の発給申請、運転免許証の申請、個人番号カード（マイナンバーカード）交付申請等に使用する証明写真に対応すること。

（2） 環境対策

省電力対応など環境に配慮したものであること。

（3） 自動証明写真機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収、釣銭の補充並びに自動証明写真機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って機器の維持に努めるほか、製品の詰まり、製品不備等故障時、行事等での臨時補充などには即時に対応すること。

③ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

④ 自動証明写真機の故障や問い合わせ及び苦情については、自動証明写真機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(4) その他

- ① 市庁舎自動証明写真機コーナーの室内に自動証明写真機を設置するが、設置位置等の詳細については、東温市と協議を行うこと。
- ② 設置する自動証明写真機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。
- ③ 自動証明写真機の売上額については、月別に集計（販売単価毎）を行い、東温市が指定する期日までに報告すること。
- ④ 設置する自動証明写真機の電気使用料は、別途納入通知書により納付すること。
- ⑤ 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。
- ⑥ 自動証明写真機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者負担とすること。
- ⑦ 指定用途以外で使用しないこと。
- ⑧ 第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。
- ⑨ 本貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利に設定しないこと。
- ⑩ 月平均売上枚数（令和3年1月から令和7年9月までの57ヶ月平均）
 - ・48枚（今後の売上を保証するものではありません。）
- ⑪ 利用可能時間
 - ・午前8時30分から午後10時まで

問い合わせ先

〒791-0292

愛媛県東温市見奈良530番地1

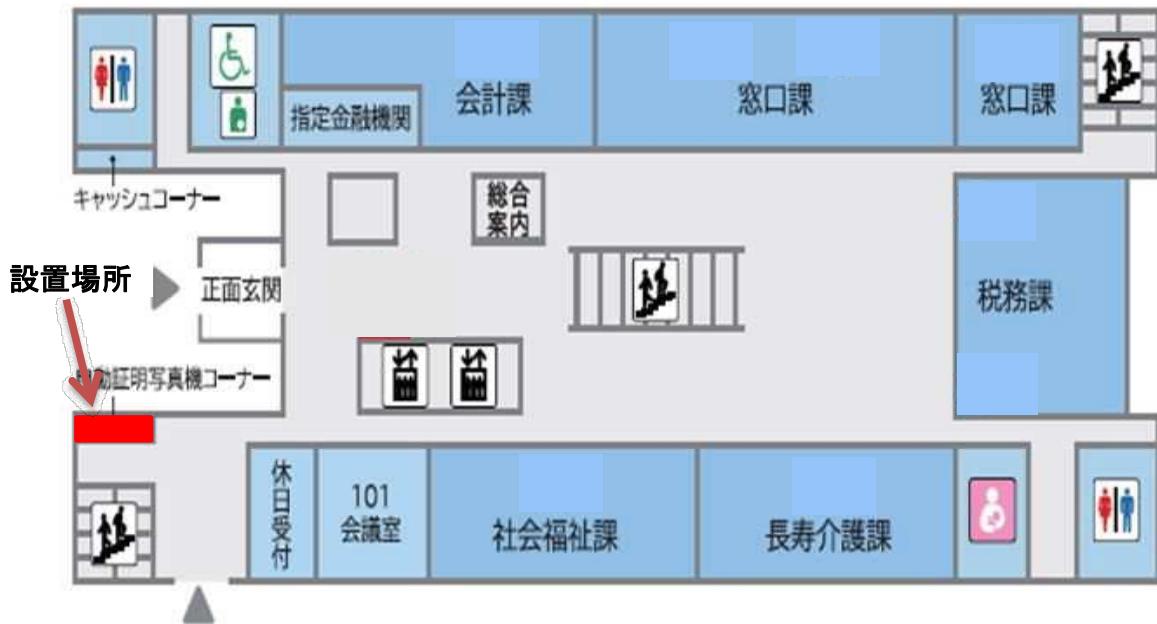
東温市 総務部 企画財政課 管財係

TEL 089-964-4401 FAX 089-964-1609 Mail zaisei@city.toon.ehime.jp

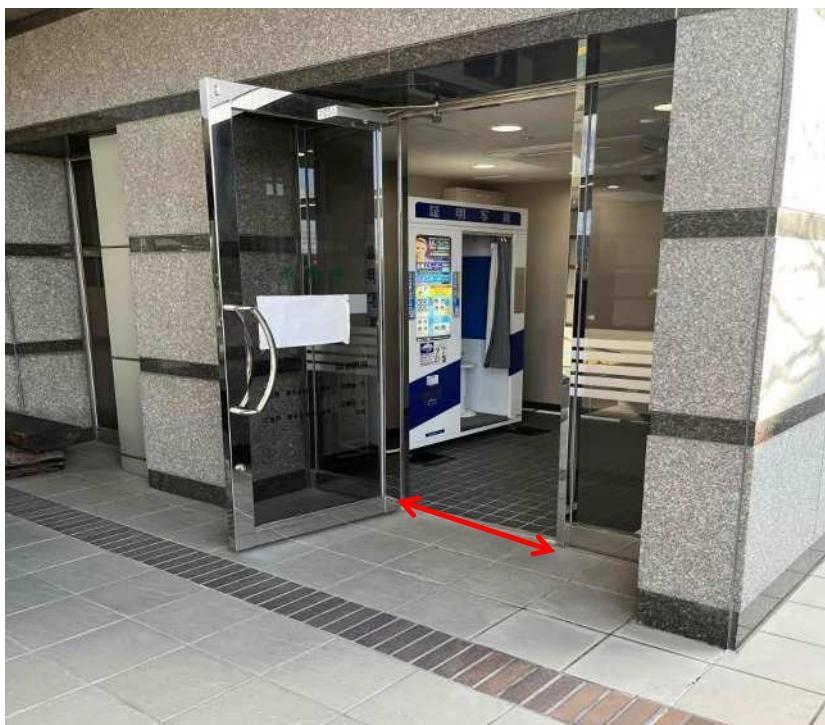
物 件 明 細 書

物 件 番 号	1
施 設 名 称 等	市庁舎自動証明写真機コーナー
57 カ 月 平均 売 上	4 8 枚 利用時間：午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
設 置 条 件	<p>ユニバーサルデザイン（スペースが限られているため可能な限りとする。）</p> <p>日本語の他英語を含む多言語対応</p> <p>省電力対応等の環境に配慮したもの</p> <p>旅券等の発給申請、各種証明書や運転免許証の申請等に使用する証明写真に対応</p> <p>長さ1400mm、幅750mm、高さ2200mm程度</p>
備 考	<p>※ 上記設置条件に明記がない項目は全て募集要領による。</p> <p>※ 利用時間外は施錠するため、扉が設置されています。幅は約750mm。</p>

自動証明写真機設置場所案内図



設置場所写真



↔
750 mm

様式第2号（第5条関係）

市有財産一時貸付契約書

東温市長 加藤 章（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、自動証明写真機の設置について、次の条項により市有財産の一時貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、一時貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、東温市自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱、東温市有施設自動証明写真機設置事業者募集要項等を遵守し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付ける。

設置場所	所 在 地	貸付面積	設置台数
市庁舎自動証明写真機コーナー	東温市見奈良 530 番地1	m ²	1台

（貸付目的）

第3条 乙は、貸付物件を自動証明写真機の設置を目的として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 この契約は、前項に定める貸付期間が満了したときに終了するものとし、契約の更新は行わない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（貸付料）

第5条 貸付期間に係る貸付料は、金 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、各年度に属する貸付料は次に掲げる額とする。

年 度	期 間	貸付料（年額）
令和8年度	自 令和 8年 4月 1日～至 令和 9年 3月 31日	円
令和9年度	自 令和 9年 4月 1日～至 令和 10年 3月 31日	円
令和10年度	自 令和 10年 4月 1日～至 令和 11年 3月 31日	円
令和11年度	自 令和 11年 4月 1日～至 令和 12年 3月 31日	円
令和12年度	自 令和 12年 4月 1日～至 令和 13年 3月 31日	円

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 円とし、甲の発行する納入通知書により納付するものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由又は乙の都合により、この契約が解除された場合には、契約保証金は甲に帰属する。

3 甲は、貸付期間が満了した場合において、乙が貸付物件を原状回復し、甲に返還したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。

4 契約保証金に利息は付さない。

(貸付料の納付)

第7条 乙は、第5条で定める各年度に属する貸付料（年額）を、甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付するものとする。

(費用負担)

第8条 自動証明写真機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲が公用又は公共用に供するため撤去する場合は、この限りでない。

2 自動証明写真機には、電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を乙の負担にて設置するものとする。

(電気料の納付)

第9条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに電気料を納付するものとする。

(遅延利息)

第10条 甲は乙が指定した期日までに貸付料、電気料を納付しないときは、指定した期日の翌日から納付する日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息を請求するものとする。ただし、天災、事変等によりやむを得ないと認められるときはこの限りでない。

(貸付物件の引渡し)

第11条 甲は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態で乙に引き渡すものとする。ただし、双方が合意した場合は、この限りでない。

(瑕疵担保等)

第12条 乙は、契約締結後貸付物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、賃借料の減免又は損害賠償の請求をすることはできない。

2 乙は、貸付物件がその責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(原状変更の禁止)

第13条 乙は、貸付物件の原状を変更してはならない。ただし、原状を変更することを書面にて甲に届出、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第14条 乙は、貸付物件の賃借権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(管理義務)

第15条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(第三者への損害賠償義務)

第16条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合は、甲は乙に対して求償することができるものとする。

(届出の義務)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、書面により速やかに甲に対して届出なければならぬ。

- (1) 乙の本店所在地、商号、代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 乙が合併等により包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 貸付物件が滅失又は損傷したとき。

(商品等の盗難、毀損)

第18条 甲は、設置された自動証明写真機、当該自動証明写真機で販売する商品若しくは当該自動証明写真機内の売上金又は釣銭等の盗難、毀損について、甲の責に帰する事が明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 甲は、貸付期間中必要に応じて、乙に対し貸付物件に係る利用状況等の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合において、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告、資料の提出を怠ってはならない。

2 乙は、甲が指定する期間毎に売上、電気使用量の報告をしなければならない。

(契約解除)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- 2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合は、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちにこの契約を解除できる。
- (1) 貸付料その他の債務の支払を指定した期日から2ヶ月以上怠ったとき。
 - (2) 銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続の開始の決定があったとき。
 - (3) 甲の書面による承諾なく、乙が2ヶ月以上貸付物件を使用しないとき。
 - (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (5) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
 - (6) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。
 - (7) 前各号に準ずる理由により、甲が契約を継続し難いと認めたとき。

3 乙は、第5条に定める各年度（最終年度を除く）の末日の3ヶ月前までに、甲に対して文書で解約の申入れを行い、解約に伴う相当な金額を支払うことにより、当該年度末をもってこの契約を解除することができる。

(原状回復義務)

第21条 乙は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、一時貸付物件を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

- (1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間満了の12日前から満了の日までの間
- (2) 前条の規定により甲が契約を解除した場合 甲の指定する日

(損害賠償)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第23条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の理由によりこの契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があつても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関する訴えの管轄は、東温市庁所在地を管轄区域とする松山地方裁判所とする。

(その他)

第26条 この契約に定めがない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　住　所　　愛媛県東温市見奈良530番地1

氏　名　　東温市長　　加藤　章

乙　　住　所

氏　名